



福島県報

目次

規則	正する規則
○福島県緊急医師確保修学資金貸与 条例施行規則の一部を改正する規 則	○障害者自立支援法の改正に伴う関 係規則の整理に関する規則 ○福島県障がい者総合福祉センタ ー 条例施行規則を廃止する規則 ○福島県ハイテクプラザ条例施行規 則の一部を改正する規則
○福島県浄化槽保守点検業者登録条 例施行規則の一部を改正する規則	○福島県営住宅等条例施行規則の 一部を改正する規則 ○福島県教育委員会
○福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群 の水環境の保全に関する条例施行 規則の一部を改正する規則	○福島県立図書館協議会規程を廃止 する件 ○福島県公安委員会
○福島県就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進 に関する法律施行細則の一部を改	○福島県道路交通規則の一部を改正 する規則

規則

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する規則、障害者自立支援法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則、福島県障がい者総合福祉センター条例施行規則を廃止する規則、福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

福島県規則第十号

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成十九年福島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「235,000円」を「150,000円」に改め。

様式第六号中

該 当 事 項

- 1 条例第6条第1項に規定する後期研
究期間が、貸与の種類に応じて条例第
1号又は第2号に規定する期間に達し
業務上の事由により死亡し、又は業
心身の故障のため業務を継続するこ
とのため(条例第6条第1項第3号に該
当) 当該期間が、貸与の種類に
応じて同
に規定する期間に達したため
- 2 業務上の事由により死亡し、又
心身の故障のため業務を継続する
ことのため(条例第6条第1項第5号
又は第4号に該当) 当該期間が、貸
与の種類に
応じて同
に規定する期間に達したため
- 3 業務上の事由により死亡し、又
心身の故障のため業務を継続する
ことのため(条例第6条第1項第5号
又は第4号に該当) 当該期間が、貸
与の種類に
応じて同
に規定する期間に達したため
- 4 業務上の事由により死亡し、又
心身の故障のため業務を継続する
ことのため(条例第6条第1項第5号
又は第4号に該当) 当該期間が、貸
与の種類に
応じて同
に規定する期間に達したため
- 5 業務上の事由により死亡し、又
心身の故障のため業務を継続する
ことのため(条例第6条第1項第5号
又は第4号に該当) 当該期間が、貸
与の種類に
応じて同
に規定する期間に達したため

修正後	修正前
<ol style="list-style-type: none"> 1 条例第6条第1項に規定する後期研究期間が、貸与の種類に応じて同に規定する期間に達したため 2 業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することのため(条例第6条第1項第5号又は第4号に該当) 当該期間が、貸与の種類に応じて同に規定する期間に達したため 3 業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することのため(条例第6条第1項第5号又は第4号に該当) 当該期間が、貸与の種類に応じて同に規定する期間に達したため 4 業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することのため(条例第6条第1項第5号又は第4号に該当) 当該期間が、貸与の種類に応じて同に規定する期間に達したため 5 業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することのため(条例第6条第1項第5号又は第4号に該当) 当該期間が、貸与の種類に応じて同に規定する期間に達したため 	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例第6条第1項に規定する後期研究期間が、貸与の種類に応じて同に規定する期間に達したため 2 業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することのため(条例第6条第1項第5号又は第4号に該当) 当該期間が、貸与の種類に応じて同に規定する期間に達したため 3 業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することのため(条例第6条第1項第5号又は第4号に該当) 当該期間が、貸与の種類に応じて同に規定する期間に達したため 4 業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することのため(条例第6条第1項第5号又は第4号に該当) 当該期間が、貸与の種類に応じて同に規定する期間に達したため 5 業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することのため(条例第6条第1項第5号又は第4号に該当) 当該期間が、貸与の種類に応じて同に規定する期間に達したため

する臨床研修等従

号又は同項第3号
する医師勤務等従
号又は同項第4号
は業務に起因する
ことができなくなつ
に該当)
5号に該当するに
よる返還をすること
号に該当)
を得ない事由によ
ることができなく
該当)

「2から4」を「3から5」に改める。

附 則
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(私学・法人課)

福島県規則第十一号

福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則の一部
を改正する規則

福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則 (平成二十三年福
島県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

様式第一号中「取寄せ」の次に「漏れ」を加える。

様式第二号中「第4号書」の次に「又併設の書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(一般廃棄物課)

福島県規則第十二号

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則 (平成十四年
福島県規則第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第八条中「及びその結果の記録」を「、その結果の記録及びその記録の保存」に改め、

同条第一号中「事項について、当該特定事業場排水基準又は湖沼排水指定事業場排水基
準の検定方法により」を「事項のうち、様式第一号別紙四により届け出たものについて
は、一年に一回以上」に改め、同条第二号中「記録し、その記録を三年間保存すること」
を「記録すること。ただし、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十七条の登録を受け
た者から様式第五号の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明
する旨を記載した同法第一百条の二第一項に規定する証明書(計量法第七十七条ただし書
に規定する者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。以下同じ。)が提出
された場合(同法第七十七条ただし書に規定する者から当該証明書に相当する書面が提出
された場合を含む。)にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略すること
ができる」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 前号の測定は、当該特定事業場排水基準又は湖沼排水指定事業場排水基準の排水
基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)第二条の規定による検定の
方法により行うこと。

三 測定のための試料は、測定しようとする特定事業場排水又は湖沼指定事業場排
出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

四 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は
前号ただし書に規定する証明書とともに三年間保存すること。

五 第十二条の見出し中「窒素除去型浄化槽」を「窒素りん除去型浄化槽」に改める。
第十三条の見出し中「窒素除去型浄化槽」を「窒素りん除去型浄化槽」に改め、同条
中「窒素」を「窒素及びりん」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 放流する水の窒素含有量がリットルにつき十ミリグラム以下であり、かつ、放
流する水のりん含有量がリットルにつき一ミリグラム以下であるし尿処理浄化槽
であつて、尿処理浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件(昭和五十五年建
設省告示第千二百九十二号)第十一に定める構造方法としたもの

第十八条第一号ウ(中)「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十六号」に改め、
同号ウ(中)「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を
「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百零一条第一項」に改め、同条第四号
エ中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条第五号イ中「ゆう出さ
せる」を「湧出させる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(公的機関)

第十八条の二 条例第四十条第五項第二号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 独立行政法人水資源機構
- 二 地方共同法人日本下水道事業団
- 三 福島県道路公社
- 四 財団法人福島県農業振興公社
- 五 社団法人福島県林業公社
- 六 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項の

規定に基づき設立された土地開発公社

第二十条第一号ア中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号エ中「こう配」を「勾配」に改め、同号オ中「防護さく」を「防護柵」に改め、同号サ中「第八十六条第三項」を「第四十一条第三項」に改め、同号ソ中「灯ろう」を「灯笼」に改め、同条第六号カ中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改め、同号キ中「第四条第六項」を「第五条第六項」に改める。

別表第三3中「~~猪苗代町農業集落排水施設設置条例~~」を「猪苗代町農業集落排水施設設置条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定は平成二十四年十月一日から、第四条の改正規定、第十八条の改正規定、第十八条の次に一条を加える改正規定、第二十条の改正規定及び別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

(水・大気環境課)

福島県規則第十三号

福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年福島県規則第百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「福島県認定こども園の認定の基準を定める条例」を「福島県認定こども園の要件を定める条例」に改める。

第五条第一号中「法第三条第一項第一号」を「条例別表の一」に改め、同条第二号中「法第三条第一項第二号」を「条例別表の一」に改め、同条第三号中「法第三条第二項第一号ロ」を「条例別表の一」に改める。

第六条第三項中「認定の基準」を「要件」に改め、同条に次の一項を加える。

- 4 省令第七条第三号の知事が定める事項は、次に掲げるものとする。
一 教育及び保育の目標及び主な内容
二 子どもの一日の活動の内容
三 利用料

様式第一号備考2(2)及び様式第四号中「福島県認定こども園の認定の基準を定める条例」を「福島県認定こども園の要件を定める条例」に、「認定の基準」を「要件」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(子育て支援課)

福島県規則第十四号

障害者自立支援法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第一条 福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則(平成六年福島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の表理学療法士又は作業療法士の項第六号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改め、同項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とする。

(人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正)

第二条 人にやさしいまちづくり条例施行規則(平成七年福島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「~~ゆくて~~」を「ゆて」に改め、同表の第一の表1の項(4)中「~~回条第14項~~」を「~~回条第13項~~」に、「~~回条第15項~~」を「~~回条第14項~~」に、「~~回条第16項~~」を「~~回条第15項~~」に、「~~回条第13項~~」を「~~回条第12項~~」に、「~~回条第23項~~」を「~~及び回条第27項~~」に改め、「~~回法附則第41条第1項に規定する身体障害者更正支援施設、回法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び回法附則第58条第1項に規定する知的障害者支援施設~~」を削る。

別表第二の第一の表10の項中「(障害者自立支援法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び回法附則第58条第1項に規定する知的障害者支援施設を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

福島県規則第十五号

福島県障がい者総合福祉センター条例施行規則を廃止する規則

福島県障がい者総合福祉センター条例施行規則(昭和四十二年福島県規則第三十八号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

福島県規則第十六号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則(平成四年福島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の3の表中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、同表(10)中「エックス線応力測定装置」の下に「(AutoMATE)」を加え、「六、四二〇円」を「六、〇二〇円」に改め、同表(10)を同表(9)とし、同表(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)

高坂団地の項中「一号棟」の下に、「二号棟」を加え、「三号棟」を「三号棟」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第一号

福島県立図書館協議会規程（平成十四年福島県教育委員会告示第四号）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月二十一日

福島県教育委員会
(社会教育課)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第3号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し及び同条第1項中「高速自動車国道」を「高速自動車国道等」に改める。

第11条第10号中「又は原動機付自転車」の次に「（内閣府関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件（平成23年内閣府告示第12号）別表の搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業において公道で使用される搭乗型移動支援ロボットであるものを除く。）」を加える。

第13条第9号中「の歩行又は移動を伴う」を「、移動に用いる用具等」に改める。
第29条の2の見出しを「（申請用写真の添付の省略）」に改める。

第30条の3を次のように改める。

(運転経歴証明書)

第30条の3 施行規則第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書は、様式第19号の

8の運転経歴証明書交付申請書とする。

2 施行規則第30条の10第2項の公安委員会規則で定める場合は、福島県福島警察署長、福島県福島北警察署長、福島県郡山警察署長又は福島県郡山北警察署長を経由して運転経歴証明書の交付を申請する場合（福島県公安委員会が別に定める方法により福島県福島警察署長、福島県福島北警察署長又は福島県郡山北警察署長を経由して運転経歴証明書の交付を申請する場合を除く。）以外の場合とする。

3 施行規則第30条の12第2項の届出書は、様式第19号の9の運転経歴証明書記載事項変更届とする。

4 施行規則第30条の13第1項の運転経歴証明書再交付申請書は、様式第19号の10の運転経歴証明書再交付申請書とする。

5 施行規則第30条の14の規定により運転経歴証明書を返納する者は、運転経歴証明書に様式第19号の11の運転経歴証明書返納届を添付しなければならない。

第35条第2項第1号中「（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者であるときは、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書の写し）」を削る。

別表第3 高速自動車国道常磐自動車道の項中

いわき市勿来町酒井地内（茨城県境
上手岡地内（常磐富岡インターチェ

）から双葉郡富岡町大字
ソジ出口）まで

を

いわき市勿来町酒井地内（茨城県境）から双葉郡富
上手岡地内（常磐富岡インターチェンジ出口）まで
南相馬市原町区信田沢字上信田69番から相馬市栗津
78番1まで

岡町大字

字愛ノ沢

に改め、同表県道矢吹小野線の項中「石川郡玉川村大字森生字恵平110番1

地先まで」を「田村郡小野町大字小野新町字馬番8番9地先まで」に、

石川郡玉川
字南塚67番

石川郡平田
町大字小野

村大字森生字恵平110番1地先から同村大字小高1地先まで
 「 石川郡玉川村大字森生字恵字南畷67番1地先まで
 を
 村大字上蓬田字古屋敷85番1地先から田村郡小野新町字馬番8番9地先まで
 」

平110番1地先から同村大字小高
 に改め、同表県道矢吹小野線の項の次に次のよう
 に加える。

県道郡山長沼線
 郡山市安積町荒井字大池下20番地先から同市三穂田町川田一丁目38番2地先まで

別表第3市道(郡山市)笹川多田野線の項中「同市安積一丁目173番1地先」を「同市安積町荒井字大池下20番地先」に改める。
 様式第19号の9を次のように改める。
様式第19号の9(第30条の3関係)

変更事項		運転経歴証明書記載事項変更届		年	月	日
氏名	(氏)	氏名	性別	男・女		
住所	福島県	届出者	性別	男・女	連絡先電話番号	()
ふりがな		ふりがな				

運転経歴証明書の写しの貼付欄

運転経歴証明書の写しが不鮮明な箇所(写しを貼ることのできない場合は全ての箇所)を記入してください。

氏名																			
生年月日																			
住所																			
番号																			

- 記入上の注意
- 1 黒又は青のボールペンで、明瞭に楷書で記入してください。
 - 2 変更事項の欄は、変更した事項のみを記入してください。
 - 3 ふりがなの欄は、必ず記入してください。

様式第19号の9の次に次の2様式を加える。
様式第19号の10(第30条の3関係)

福島県公安委員会		運転経歴証明書再交付申請書		年	月	日
フリガナ		フリガナ		性別		写真
氏名	(氏)	氏名	(名)	性別	男 女	

申	生年月日	大正・昭和・平成		年	月	日
請	住 所	福島県				
者	連 絡 先	()				
	変更がある場合	旧氏名				
		旧住所				
亡失・汚損時の状況	日 時 場 所	年 月 日 時頃～ 年 月 日 時頃				
状 況	<input type="checkbox"/> 経歴証明書だけでなくした。 <input type="checkbox"/> 経歴証明書を 財布・バッグ・その他 () ごとくなくした。 <input type="checkbox"/> ゴミ、新聞紙などと一緒捨てた。 <input type="checkbox"/> 家の中でなくしたが見つからない。 <input type="checkbox"/> 誤って裁断してしまった。 <input type="checkbox"/> 写真が不鮮明。 <input type="checkbox"/> 置引き・盗難にあった。 <input type="checkbox"/> その他 ()					
届 出	有 ・ 無	年	月	日	警察署・交番・駐在所)	
私は、亡失した運転経歴証明書を発見した際は、必ず返納します。						
氏名 印						

記入上の注意

- 1 黒又は青のボールペンで、明瞭に楷書で記入してください。
- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。
- 3 亡失・汚損時の状況の欄は、該当する項目にシ点でチェックしてください。

※福島県収入証紙については、裏面に貼付すること。

様式第19号の11 (第30条の3関係)

福島県公安委員会		運転経歴証明書返納届		年	月	日
届出者氏名						
返 納	氏 名					
す る	生 年 月 日	年	月	日		
住 所	住 所					
交 付	交 付	年	月	日	—	
明 証 書	交付公安委員会	公安委員会				
返納する理由	証 明 書 番 号					
	1 運転免許の取得					
	2 亡失運転経歴証明書の発見又は回復					
	3 その他 ()					
備 考						

記入上の注意

- 1 黒又は青のボールペンで、明瞭に楷書で記入してください。
- 2 返納する理由の欄は、該当する項目を丸で囲んでください。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条、第11条及び第13条の改正規定 公布の日
- (2) 別表第3 高速自動車国道常磐自動車道の項の改正規定 平成24年4月8日
- (3) 第35条の改正規定 平成24年7月9日

(交通企画課)